

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく申請に対する審査基準

I 基本方針

この基準は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「法」という。）で規定する急傾斜地崩壊危険区域内において一定の行為を制限することについて必要な事項を定め、法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（以下「細則」という。）に基づく許可申請等に係る審査に関してはこの基準によるものとする。

II 定義

「急傾斜地崩壊危険区域」とは、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、法第7条〔行為の制限〕第1項各号に掲げる行為が行われることを制限する必要がある土地の区域として都道府県知事が指定する区域をいう。（法第2条）

III 審査基準

急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可は、当該行為の内容が当該急傾斜地崩壊危険区域の現況から判断して、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのないものについて行うこととする。

土地の形質の変更等のうち、その行為の性格から見て著しく急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為については、急傾斜地崩壊危険区域内行為許可等技術審査基準に適合しなければならない。

なお、急傾斜地崩壊危険区域内行為許可等技術審査基準は、急傾斜地崩壊危険区域内行為及び県以外の者が行う急傾斜地崩壊防止工事の一般的技術基準を示している。

IV 申請要領

1 急傾斜地崩壊危険区域内行為許可（法第7条第1項）

(1) 申請に必要な書類

ア 急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書（細則第2号様式）

イ 別表 1 で定める図面及び書類

(2) 申請書の提出先

当該急傾斜地崩壊危険区域を所管する土木（治水）事務所許認可指導（担当）課

(3) 標準処理期間

別表 2 で定める標準処理期間内に許可又は不許可の処分を行うものとする。

2 急傾斜地崩壊危険区域内行為の内容変更の許可（法第 7 条第 1 項）

(1) 変更許可の対象

変更許可の対象となるのは、行為内容変更の場合であり、例えば切土・盛土面積の変更、施工方法の変更、工作物の位置変更及び期間延長等がこれに当たる。行為者の変更ということはありませんので、この場合新規に許可申請手続きをとること。

(2) 申請に必要な書類

ア 急傾斜地崩壊危険区域内行為内容変更許可申請書（[細則第 3 号様式](#)）

イ 別表 1 で定める図面及び書類のうち、変更に係るもの

(3) 申請書の提出先

当該急傾斜地崩壊危険区域を所管する土木（治水）事務所許認可指導（担当）課

(4) 標準処理期間

別表 2 で定める標準処理期間内に許可又は不許可の処分を行うものとする。

3 急傾斜地崩壊危険区域内行為に係る地位譲渡の許可（[細則第 8 条第 1 項](#)）

(1) 申請に必要な書類

ア 急傾斜地崩壊危険区域内行為地位譲渡許可申請書（[細則第 7 号様式](#)）

イ 所長が必要と認める図面及び書類

(2) 申請書の提出先

当該急傾斜地崩壊危険区域を所管する土木（治水）事務所許認可指導（担当）課

(3) 申請書の提出期限

当該行為許可期間内に限り申請を受け付けるものとする。

(4) 標準処理期間

別表 2 で定める標準処理期間内に許可又は不許可の処分を行うものとする。

V 不利益処分の基準

ここでは不利益処分の項目を列挙するものとする。

- 1 監督処分（法第 8 条第 1 項）
- 2 土地所有権者等に対する崩壊防止工事施行命令（法第 10 条第 1 項）
- 3 行為者に対する崩壊防止工事施行命令（法第 10 条第 2 項）
- 4 工事費用の受益者への負担命令（法第 23 条第 1 項）

VI 届出要件

1 急傾斜地崩壊危険区域内行為に着手している旨の届出（法第 7 条第 3 項）

(1) 届出に必要な書類

- ア 急傾斜地崩壊危険区域内行為着手届出書（[細則第 4 号様式](#)）
- イ 別表 1 で定める図面及び書類

(2) 届出書の提出先

当該急傾斜地崩壊危険区域を管轄する土木（治水）事務所許認可指導（担当）課

2 急傾斜地崩壊防止工事の施行の届出（法第 13 条第 1 項）

(1) 届出に必要な書類

- ア 急傾斜地崩壊防止工事施行届出書（[細則第 10 号様式](#)）
- イ 別表 1 で定める図面及び書類のうち、所長が必要と認めるもの

(2) 届出書の提出先

当該急傾斜地崩壊危険区域を管轄する土木（治水）事務所許認可指導（担当）課

(3) 技術基準

急傾斜地崩壊危険区域内行為許可等技術審査基準は、急傾斜地崩壊危険区域内行為及び県以外の者が行う急傾斜地崩壊防止工事の一般的技術基準を示している。

3 住所変更等の届出（[細則第 6 条](#)）

(1) 届出に必要な書類

ア 住所変更等届出書（[細則第5号様式](#)）

イ 住所変更等の事実を証する書類

(2) 届出書の提出先

当該急傾斜地崩壊危険区域を管轄する土木（治水）事務所許認可指導（担当）課

(3) 届出書の提出期限

住所変更等があった日から10日以内

4 急傾斜地崩壊危険区域内行為に係る地位承継の届出（[細則第7条第2項](#)）

(1) 届出に必要な書類

ア 急傾斜地崩壊危険区域内行為地位承継届出書（[細則第6号様式](#)）

イ 別表1で定める図面及び書類

(2) 届出書の提出先

当該急傾斜地崩壊危険区域を管轄する土木（治水）事務所許認可指導（担当）課

(3) 届出書の提出期限

地位の承継があった日から20日以内

5 急傾斜地崩壊危険区域内行為の開始等の届出（[細則第9条](#)）

(1) 届出に必要な書類

ア 急傾斜地崩壊危険区域内行為開始（完了）届（[細則第8号様式](#)）

イ 急傾斜地崩壊危険区域内行為廃止届（[細則第9号様式](#)）

(2) 提出時期

当該行為開始の日から5日以内

(3) 届出書の提出先

当該急傾斜地崩壊危険区域を管轄する土木（治水）事務所許認可指導（担当）課

(別表1) 急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書に添付する図面及び書類

No.	図面及び書類		
	種 類	明示しなければならない事項	縮 尺
1	位置図	申請箇所及び急傾斜地崩壊危険区域	適 宜
2	計画平面図（本 体工関係）	現況の地形等、周囲の状況、隣地境界線、急傾斜地崩壊危険区域線、開発区域線、縦・横断面図の測点、測線、申請内容を凡例により着色明示	500分の 1以上
3	縦・横断面図（ 本体工関係）	測点のGH（現況地盤高）、FH（施工高）及びDL（基準面）、隣地境界線、急傾斜地崩壊危険区域線、開発区域線、計画構造物の切取り・掘削線、岩盤線又は推定岩盤線、構造物の排水溝、構造物上部の崩落防止柵（ロックフェンス）、造成地内の排水勾配、計画横断面図に柱状図（標高記入）、横断面図に崖上及び崖下にある人家を記入	100分の1 程度
4	構造図、構造物 安定計算書（本 体工関係）	工作物の詳細図、平面図、正面図、側面図、展開図	適 宜
5	公図（写）	申請地を朱線で明示、土地所有者の氏名明示	
6	敷地求積図、行 為面積求積図	急傾斜地崩壊危険区域内の求積であること。	
7	切土・盛土平面 図	切土・盛土の別がわかるよう色分けすること。	適 宜
8	排水系統図		適 宜
9	写真		
10	事前調査書		
11	計画平面図（仮 設工関係）	仮設工を施工する位置及び工法、施工中の雨水についての対応施設（仮排水路、調整池等）	適 宜
12	計画横断面図（ 仮設工関係）	計画横断面図に仮設工（山留工、仮設防護柵、仮排水路等を明示、標準断面図に施工順序（仮設～切取り・掘削～構造物の設置）を明示	適 宜
13	構造図（仮設工 関係）	防止施設又は土留擁壁の構造図、仮設工の構造図、仮排水路工、調整池等の構造図	適 宜
14	隣接地主の施工 同意書、借地契 約書等	本體工、仮設工において、隣地境界線を越えるものについては、隣接地主の施工同意書、土地使用承諾書、借地契約書等を添付すること。	
15	施工計画書	工事の概要、実施工程、現場組織、主要機械、主要資材、施工方法及び施工順序、施工管理緊急時の体制、運搬車両等の交通管理、発生土の処理計画（処分場、処理業者）、その他特に指示する事項	
16	その他所長が必 要と認める図面 及び書類	登記簿謄本、委任状、その他必要な図面及び書類	

急傾斜地崩壊危険区域内行為別提出書類区分

行 為 内 容	提 出 書 類 番 号
1 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為（法7条1項1号）	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11 [*] , 12 [*] , 13, 14, 15 [*] , 16
2 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造（2号）	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11 [*] , 12 [*] , 13, 14, 15 [*] , 16
3 のり切、切土、掘さく又は盛土（3号）	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10 [*] , 11 [*] , 12 [*] , 13, 14, 15 [*] , 16
4 立木竹の伐採（4号）	1, 2, 3 [*] , 5, 6 [*] , 9, 11 [*] , 14 , 15 [*] , 16
5 木竹の滑下又は集積（5号）	1, 2, 3 [*] , 5, 6 [*] , 9, 11 [*] , 14 , 15 [*] , 16
6 土石の採取又は集積（6号）	1, 2, 3, 5, 6, 7, 9, 10, 11 [*] , 14, 15 [*] , 16
7 上記のほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの（7号）	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12 [*] , 13, 14, 15 [*] , 16

注) 別表の行為許可申請書に添付する図面及び書類は標準を示したものであり、行為内容、規模により、※の項目は省略できる。

(別表 2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可に係る標準
処理期間

許可事項 (法令条項)	標準処理期間
急傾斜地崩壊危険区域内行為許可 (法第 7 条第 1 項) ・ 協議 (法第 7 条第 4 項)	20日
急傾斜地崩壊危険区域内行為変更許可 (法第 7 条第 1 項)	20日
急傾斜地崩壊危険区域内行為地位譲渡許可 (細則第 8 条第 1 項)	15日

処理期間に算入しない日数

- 1 休日、祝日及び閉庁日
- 2 申請書に不備がある場合に、申請者に照会するために必要とする日数及び申請者が補正するために必要とする日数
- 3 申請の途中で、申請者が自ら申請内容を変更するために必要とする日数
- 4 審査のために必要な書類、資料等を追加することとなった場合に必要とする日数
- 5 処分権者から申請者に許可書が渡るまでに必要とする日数